

こ 成 保 第 186 号
令 和 5 年 12 月 8 日

各 都道府県 子ども・子育て支援制度担当部（局）長 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 保 育 政 策 課 長

「令和5年度における私立保育所の運営に要する費用について」の一部改正について

標記については、「令和5年度における私立保育所の運営に要する費用について」（令和5年6月21日付けこ成保第59号こども家庭庁成育局保育政策課長通知）により示しているところであるが、今般、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和5年こども家庭庁告示第15号）が公布されたことに伴い、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、内容について十分御了知のうえ、管内市町村（特別区を含む。）に対して遅滞なく周知を図られたい。